

平成29年1月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月10日(火) 午後4時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 土地改良事業参加資格交替に伴う承認申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

| | | | |
|------|-------|-----|--------|
| 1番 | 草場 學 | 2番 | 後藤 感二 |
| 3番 | 中村 洋子 | 4番 | 平山 政之 |
| 5番 | 重松 淳一 | 6番 | 山田 武二 |
| 7番 | 坂田 俊博 | 8番 | 高松 昭夫 |
| 9番 | 能塚 美鶴 | 10番 | 田中 浩 |
| 11番 | 熊手 久雄 | 12番 | 寺崎 昇 |
| 13番 | 井手 博幸 | 14番 | 白水 隆資 |
| (15番 | 欠 員) | 16番 | 武下 博俊 |
| 17番 | 藤井 豊志 | 18番 | 寺崎 廣喜 |
| 19番 | 永利 昇 | 20番 | 柳 文子 |
| 21番 | 永利 春雄 | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 久光 悟 | | |

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

よって、平成29年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 寺崎 廣喜 委員、19番 永利 昇 委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1は津古の農地3筆です。親から子への贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に、番号2は二森の田4筆です。経営規模拡大のための使用貸借権設定でございます。

(図面で場所の説明)

次に、2ページの番号3は古飯の畑1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号4は山隈の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とす

るとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願  
いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 土地改良事業参加資格交替に伴う承認申請につ  
いて、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします  
す。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号土地改  
良事業参加資格交替に伴う承認申請についてご説明します。

土地改良区の組合員資格を農地の使用収益者(後継者)に代えて農地  
の所有者(移譲者)を組合員として参加させることが土地改良事業の円  
滑な推進や土地改良区の適切な管理運営に資することとなる等、土地改  
良事業の目的に照らし妥当と認められる場合、農業委員会に申し出し承  
認を得なければなりません。

番号1は、下岩田の田2筆について、耕作者である現資格者は農業水  
利関係の経験が浅いため、小郡土地改良区の土地改良事業参加資格を所  
有者に交替したいという旨の承認申請です。所有者と耕作者の関係につ  
きましては、親子関係です。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2  
分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号土地改良区資格交替承認申  
請1件につきまして第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意  
見の一致をみましたが、なお審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願  
いたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第2号は原案通り決定いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、井上地内の畑1筆です。太陽光発電施設を建設するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は甘木鉄道の松崎駅から、おおむね500メートル以内になりますので第2種農地となります。代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。太陽光発電施設を建設するために

転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、10ヘクタール未満の規模の農地ですので第2種農地となります。代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に番号2と番号3は、上岩田地内の畑2筆です。貸駐車場に転用するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は甘木鉄道の松崎駅から、おおむね300メートル以内なので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。次に、6ページの番号4は、大崎地内の畑2筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第1種農地ですが、集落に接続して設置されるために例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、番号1から番号4は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利

用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は大崎地内の田6筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は八坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

番号1と番号2は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたが、ご報告をお願いします。

- 委員 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

- 議長 ただいま、第1分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

- 議長 続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 議案書の8ページをお願いします。議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

番号1は、農業者年金受給のため、親子間で利用権貸借の再設定を行うものであります。

先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

詳細につきましては議案書に記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、ご報告をお願いします。

○委員 ご報告いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 つぎに議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の6ページをお願いします。それでは議案第7号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1と番号2は力武地内で農振農用地区内の田2筆です。宅地の敷地拡張のため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、小郡市から除外に係る計画変更に伴い意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

申請地は、農振除外後は第1種農地に該当しますが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないので例外規定に該当します。

なお、先月開催しました三国地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、ご報告をお願いします。

○委員 ご報告いたします。議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてでございますが、事務局からの説明を受け、第1

分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、尚本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案通り承認し市に報告いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は売買のための合意解約です。

次に番号2は贈与のための合意解約です。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号2は集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に12ページの番号3は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号2は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何か

ご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして1月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年1月10日(火) 午後 4時40分閉会